

情報公開規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という。）が、「一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」及び『定款』第10章第63条に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 法人の責務

協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5.項に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

3. 利用者の責務

第5.項に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

4. 管 理

協会の情報公開に関する事務は、協会の事務局が統轄管理する。

5. 情報公開の対象資料等

(1) 協会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、定款第10章第63条に定める次の各号とする。

- ① 定款
- ② 会員名簿（及び会員の移動に関する書類）
- ③ 理事及び監事の名簿
- ④ 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- ⑤ 理事会及び会員総会の議事に関する書類
- ⑥ 財産目録
- ⑦ 役員等の報酬規程
- ⑧ 事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 事業報告書及び計算書類等
- ⑩ 監査報告書
- ⑪ その他法令で定める帳簿及び書類

(2) 公開対象資料は、一般に閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

(3) 前5.(1)項②号及び③号について、協会の社員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に係わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

(4) 公開対象資料は、協会が定める場所に常時備え置くものとする。

6. 閲覧場所・閲覧時期

公開対象資料の閲覧場所は、協会の事務局とする。

(2) 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧時間は協会の業務時間内とする。

7. 閲覧の申請手続き

- (1) 協会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。
- (2) 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

8. 費用負担

公開対象資料の閲覧は、無料とする。

9. 電磁的記録

公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

2. この規程は、原則として、平成23年以後において作成した公開資料について適用する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。